

令和5年5月8日

利用者の皆様へ

相馬市民会館長

新型コロナウイルス感染症拡大防止のご協力について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、令和5年5月8日に2類相当から5類へ移行されることから相馬市民会館新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインは廃止となりますが、引き続き基本的な感染症対策にご協力をお願いいたします。

記

- 1 対象期間 令和5年5月8日（月）以降
- 2 基本的な感染症対策
 - (1) 発熱や体調不良時には入館をお控えください。
 - (2) 入場時の検温や手指の消毒または手洗いを推奨します。
 - (3) マスク着用については、利用者の判断に委ねますが、高齢者や基礎疾患等のある方はマスクの着用を推奨します。
 - (4) 換気扇による部屋の換気を推奨します。
 - (5) 公演等の主催者は、仕込み・リハーサル・本番・撤去や入退場・休憩において余裕あるスケジュール設定や3密を避け、換気や人と人が触れ合わない距離をとるようスタッフ等に促してください。
また、受付等のスタッフは必要に応じて不織布マスク着用や手指消毒などの対策や不特定多数が触れやすい箇所（部屋のドアノブ、廊下の手すり等）をアルコール消毒で拭きとることを推奨します。

(相馬市民会館 電話 0244-37-2197)